

Green Leaves

TOKYO GREEN
LAW OFFICE



〈撮影：古川弁護士 地名：カッパドキア〉

昨年中は大変お世話になりました。
本年もよろしくお願い申し上げます。

年も改まり、いよいよ本格的な寒さが到来しております。

皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、長年の課題とされていた婚外子の相続分格差に関し、
初めて最高裁の判断が示されました。

そこで、当該判例について、渥美三奈子弁護士よりご説明致します。

法律分野におきましては、昨年、中小企業金融円滑化法が終了し、その出口戦略が
問題となっている一方、労働者派遣法の改正案が今年度の通常国会に提出される予定です。

そこで、これらの内容について、山口秀雄弁護士と工藤杏平弁護士から紹介させていただきます。

そして、多数の被害者を出し、刑事事件にも及んだ「銀座眼科レーシック事件」につきまして、
その全面解決に尽力した銀座眼科被害対策弁護団の事務局長梶浦明裕弁護士より、
事件のご報告をさせていただきます。

東京グリーン法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目7番13号 ナンサ虎ノ門ビル8階

TEL (03) 5501-3641 FAX (03) 5501-3648

<http://www.greenlaw.ne.jp>

2014/1

Vol.2

非嫡出子に関する最高裁判決

弁護士 渥美 三奈子

最高裁判所大法廷は、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めている民法900条4号但書は憲法14条に反して違憲である旨の判断を示しました。



1 事案

平成13年7月死亡したAの遺産に対してAの非嫡出子ら（法律

上婚姻外で出生した子）が、Aの嫡出子らに対して最高裁に原審決定を憲法違反だとして特別抗告をした事件です。

2 最高裁大法廷は、全裁判官一致で、次のような判断をしました。

(1) 民法900条4号但書前段の規定（本件規定）は、遅くともAの相続開始時の平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。

(2) (1)の判断は、相続開

始時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提とした遺産分割審判その他の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定した法律関係に影響を及ぼさない。

3 憲法14条違反について－(1)の判断

(1) 憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。今回の大法廷の決定は、「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り差別的取扱いを禁止する趣旨である」とし、その事柄とは、現在の「相続制度であって、それをどのように定めるかは立法府の合理的裁量判断に委ねられている」けれども、本件規定は、「当時においては、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われており憲法14条1項に違反していた。」としました。

(2) もともと、本件規定は、法律婚（一夫一婦制）維持を目的とし、このために、家族外の子の相続分

を差別することで目的を達成しようとする趣旨で制定されました。

しかしながら、昭和22年の民法大改訂から55年余の間に、世相は変遷し、婚姻形態・親子関係並びに家族形態は多様化し様々な形態になっています。ここにおいて、法律婚維持という立法目的そのものが不明瞭になっているのです。

本規定によって、非嫡出子の自己の意志と関係なく、その地位におかれている子を、相続制度で差別することで、時代の変遷によって不明瞭となっている「法律婚の維持」を達成する手段とするのは、必要最小限度とは言い難く、立法府の裁量を逸脱していると考えられます。

このような最高裁の判断は、国民多数の感覚とも合致するようになっています。

4 他事案への影響について－(2)の判断

最高裁判所の違憲審査権（憲法81条）は、具体的事件を解決することを要件とする付随的審査権で、違憲判断の効果はその具体的事件のみに及ぶのが原則です。

そうすると、平成13年7月以降にされた他の本件規定による法律的又は協議による確定した法律関係は、今回の最高裁の決定につ

き当然には影響を受けません。

しかし、今回の決定が平成13年7月当時において憲法14条1項違反と判断したことで、当時以後は、事実上、本件規定は無効扱いになり、今回の決定時までにはされた本件規定による確定事項は覆されるという混乱に陥る可能性があります。これを回避し法的安定

性をはかったのが、(2)の判断です。

とはいえ、法的論点としては、①判例の遡及効とその制限、②こ

の判断が傍論か、判旨か、等、違憲判断であるが故に、多数の問題点を提起しているものと言えます。

銀座眼科レーシック事件の全面解決

弁護士 梶浦 明裕

1 銀座眼科レーシック事件とは



同事件は、銀座眼科（中央区銀座6丁目、院長溝口朝雄氏）においてレーシック手術（平成20年7月から平成21年1月まで）を受けた多数の患者（中央区保健所によれば67名）に、角膜感染被害が発生したという事件です。角膜手術における感染症の発生率は通常0.03%のところ、銀座眼科では約10人に1人の感染率で、実に通常の333倍でした。

銀座眼科の衛生管理は、医療機関として常識的にあり得ない杜撰なものであり、その背景には、患者の健康よりも営利を優先させ、格安の料金で多数の患者を誘引するため、必要不可欠な衛生管理さえ削減した実態（手洗いを怠る、滅菌を適切に行わない、手術器具を使い回す）がありました。

被害を受けた患者は、角膜感染による耐え難い痛みに襲われた後、視力低下だけではなく、視機能低下（不正乱視、コントラスト感度低下）といった後遺障害が残ることになりました。

2 弁護団の立ち上げと活動

平成21年3月、被害回復と再発防止を目的として、医療問題弁護団内の26名の弁護士により銀座眼科被害対策弁護団が立ち上げられ、私が弁護団の事務局長を、当事務所が弁護団事務局を務めることになりました。

弁護団では、168件の電話相談を受け、97名（最終的に68名）の被害者から委任を受けました。

続いて、弁護団は、目的達成の

手段として、①民事の損害賠償請求、②刑事の告発・告訴（及び後に被害者参加）、③行政の医師免許取消要望の3本柱を掲げ、平成21年7月に一斉行動（①につき東京地裁へ原告50名の集団提訴、②につき築地警察署へ告訴人12名及び告発人50名が傷害罪で告訴・告発、③につき厚労省への要望）を行いました。

3 活動と成果

① 刑事

まず最初に進展が見られたのが刑事でした。菌の同定等の立証の関係で、最終的な刑事の被害者となったのは7名、罪名も業務上過失傷害罪に変更しましたが、平成22年12月に溝口氏が逮捕、起訴されました。

刑事裁判では、被害者参加制度を用いて、銀座眼科の杜撰な診療実態等を顕在化させることができました。

東京地裁は、同年9月に溝口氏に対して禁固2年の実刑判決を下し、その後溝口氏は控訴しましたが、東京高裁でも被害者参加し、史上初めて控訴審での被害者による被告人質問を実現、平成24年3月に控訴が棄却され実刑判決が確定しました。

② 民事

民事では、最終的な原告数55名、請求総額約4億3000万円の訴訟が東京地裁の医療集中部4か部で分けて審理されました。

弁護団は粘り強い訴訟活動を続け、平成24年7月、溝口氏に詳細な謝罪をさせた上で、医師賠償責任保険のほぼ全てを取得する形、すなわち、約2億6000万円（提訴前受領金も含めると約2億9000万円）を取得する形での和解を成立させました。これは、角膜感染によるコントラスト感度低下という視機能低下を非典型的後遺障害として認める前提での金額であり、実質的には非典型的後遺障害の立証に成功したと評価できるものです。

③ 行政

医師法により国には行政処分のための独自の調査権限が認められているものの、行政は刑事処分の様子を見るような形で進みました。弁護士は、平成21年7月から

平成24年7月までの間に6本の医師免許取消を求める要望書を厚労省に提出、5000筆を超える署名も提出しました。その結果、平成25年9月（発効10月）、遂に溝口氏の医師免許取消し処分がなされました。

4 おわりに

銀座眼科の実態は、医療とは評価できないようなものであり、真の再初防止のため、本来謙抑的であるべき刑事罰や行政処分を求めたものですが、民事損害賠償請求と併せて、これら3本柱の全てを実現したことは画期的であると思

います。被害者の皆様の願いに少しでも近づくことができましたなら幸いです。ご支援して下さった全ての皆様、ありがとうございました。

労働者派遣法の改正案とその問題点

弁護士 山口 秀雄

1 改正案の概要



1 近年、改正が相次いでいる労働者派遣法について、更なる改正案が今年度の通常国会に提出される予定です。2 現在の労働者派遣法では、派遣会社と派遣労働者との契約が有期契約か無期契約にかかわらず、派遣先への派遣期間は原則として最長3年とされています。しかし、例外的に、事務用機器操作、財務処理、取引文書作成などのいわゆる「専門26業務」については、派遣期間が制限されていません。改正案ではこれを見直し、「専門26業務」の区分を廃止した上で、派遣期間について、派遣会社との契約が有期契約である場合には最長3年、無期契約である場合には期間制限なしと変更しています。そして、これまで「業務」ごとに設定されていた派遣期間の上限を、「人」ごとに設定するものとしています。3 (1) すなわち、改正案では、派遣会社との契約が有期契約である場合、これまでの「専門26業務」も含め、派遣労働者が同一の派遣先で働くことが

できるのは最長3年となります。そして、例えば現行法では、派遣労働者が派遣先で2年半働く、後任の派遣労働者はその派遣先では半年しか働くことができませんが、改正案では、前任者の派遣期間にかかわらず、後任の派遣労働者は最長3年働くことができるようになります。この点は、派遣労働者にメリットとされています。(2) 一方、現行法では、派遣先は、「専門26業務」を除き、同一の業務について派遣労働者を受け入れることができるのは原則として最長3年とされ、これを超えて派遣労働者を受け入れるためには、他の派遣会社から受け入れる場合でも、3か月間は派遣労働者の受入れを中止しなければならぬこととされています。しかし、改正案では、同一の派遣労働者を受け入れることができるのは最長3年とされるものの、派遣先の労使協議において派遣労働者の継続受入れを容認した場合には、派遣先は、3か月間の受入中止期間を設けることなく、別の派遣労働者を受け入れることによって、派遣労働者を継続的に受け入れることが可能となります。

2 改正案の問題点

1 改正案は、派遣労働者にとってのメリットもありますが、以下に述べるような問題点も含ん

でいます。2 (1) 改正案では、派遣先は、受入中止期間を設けることなく

派遣労働者を継続的に受け入れることができるようになるため、「人」は変わるものの、同一の業務を派遣労働者に継続して従事させることができるようになります。

その結果、派遣先は、いわゆる正社員を自社で雇用するよりも、派遣期間を柔軟に設定できる派遣労働者を積極的に採用していく可能性があり、正社員の雇用が狭まるおそれがあります。(2) 一方、改正案では、派遣会社と無期契約を結んでいる派遣労働者は、これまでの「専門26業務」であるかどうかにかかわらず、派遣先における派遣期間の制限はありません。しかし、派遣会社の体力等の問題から、派遣会社と無期契約を結ぶことのできる派遣労働者は限定

されるものと思われます。また、改正案では、派遣会社と有期契約を結んでいる派遣労働者が派遣先での派遣期間の制限に達した場合には、派遣会社は、派遣労働者から希望を聴取し、派遣先への直接雇用の申入れ、新たな派遣先の提供、派遣会社での無期契約化等のいずれかの措置を講じるものとされています。しかし、これらについて、派遣会社がどこまで対応することができるのかは不明確といえます。3 このように、労働者派遣法の改正案には、派遣労働に限らず、日本の雇用全体に影響を与える可能性のある問題点が含まれています。改正案がどのような内容で国会に提出されるのか、注視しなければならぬと考えます。

中小企業金融円滑化法の終了後の展望

弁護士 工藤 杏平

1 中小企業金融円滑化法の概要とその終了



中小企業金融円滑化法（正式名称「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」。以下「円滑化法」といいます。）は、リーマンショックなどの影響による中小企業等の資金繰りを支援するため、平成21年12月4日に施行されました。円滑化法は、当初は、平成

23年3月末までの時限立法でしたが、二度に渡って延長された後、平成25年3月末で終了しました。金融庁の意向も有り、円滑化法終了後に倒産が著しく増加するなどの動きはまだありませんが、金融機関において、返済条件緩和の申入れに対する法律上の応諾義務がなくなったのは確かです。そこで、以下では、円滑化法終了後の中小企業再生のための方策をいくつかご紹介させていただきます。

2 中小企業再生のための方策

① 会社経営の改善

円滑化法によりリスクを受けている会社は、負債が過大になっているケースが多いと思われます。このような会社が事業を続けていくには、利益が返済の原資ですから、ともかく利益を上げていくことに注力すべきと考えられます。具体的な経営改善策としては、やはり売上向上よりも融通の利く費用の削減が基本ではないかと思えます。ただ、人件費の削減には注意が必要で、安易な退職勧奨や減給は禁物です。

② 円滑化法終了後の金融機関との交渉

金融機関が、期限猶予の再延長に応じるかについては、提出された経営改善計画の遂行状況を評価

③ 再延長が難しい場合

再延長に応じてもらえない場合は、①私的整理、②民事再生などの法的整理、③中小企業再生支援協議会の活用などがあります。次頁

す。

① 私的整理の方法として、債権譲渡を利用する、即ち、金融機関がサービサーに売却の際に、自社の知り合いのサービサーに金融機関から買い取ってもらい、そのサービサーに一定額を弁済して残債務を免除してもらうことも考えられます。また、簡易裁判所を利用した特定調停の手

続を利用することも考えられますが、その申立にあたっては、申立前にメインバンクへの方針説明をするなどの事前準備が必要と考えられます。

② 民事再生などの法的整理のメリットは、多数決の原理により少数の反対者にも数の力によって対処できることです。また、裁判所の関与・監督の下に行わ

れる手続ですので、手続が透明で公正であり、債権者間の公平性も確保され、一部の債権者が抜け駆的に債権の回収を図ることが出来なくなります。他方で、法的整理は、「倒産」に近い受け止め方をされることもあります。そのため、取引先や仕入先等に、いわゆる「信用不安」を招いてしまう恐れがあり

ます。

③ 中小企業再生支援協議会という中立公正な第三者機関の関与の下、金融機関に債務免除に応じてもらう手法もありますが、メインバンクの理解と協力が不可欠ですし、再生計画策定手順が決められており、支援対象にならない場合があることには注意が必要です。

近況報告



弁護士 古川 史高

昨年、東日本大震災の被災地である陸前高田市、石巻市、女川町を訪問してきました。あらためて、被災の大きさに驚きながらも、復興に向けた人々の強い息吹を感じてきました。一日でも早い復興を祈っております。



弁護士 伊豆 隆義

長年使ってきたBlackBerryをiphoneに機種変。慣れてきたがまだ、相変わらず不動産関連訴訟中心。原賠も。(公財)日弁連交通事故相談センター支部委員長も3月まで。



弁護士 岩田 修

昨年は高校卒業30周年、大学での同好会が設立50周年ということで、どちらも大々的な同窓会を開きました。懐かしい顔ぶれに青春時代に戻り若返った気分です。



弁護士 井崎 淳二

お陰様で、昨年は、仕事もプライベートも、多忙かつ充実した日々を過ごすことができました。本年は、SpeedとSmartさを加えて、さらに充実した日々になりたいと思います。



弁護士 梶浦 明裕

昨年10月に弁護士登録10年を迎え、9月に熱海で10周年記念大会を開催、幹事を務めました。全国から集まった同期の法曹(裁判官、検察官、弁護士)約600名と再会、よい刺激になりました。



弁護士 阿部 泰彦

先日のラウンドの一コマ。OBで6打。「ナイスパー！(ある経営者の方)」[でもOBでダボだし…。(阿部)]「関係ないよ！パーだと思えばいいんだよ！(経)」なるほど…勉強になります。



弁護士 川原 奈緒子

昨年は、9月から12月までの3か月間、大学に通いました。大学生や銀行員、海上自衛隊員やNPO法人代表者等、多様な方々との出会いに刺激を受けると共に、専門性特化の必要性を再確認しました。



弁護士 新森 圭

弁護士登録して1年が経ちました。昨年は事務所の中でも外でも周りの方に支えられればなしの1年でしたが、今年は支える立場になれるよう日々精進です。



弁護士 渥美 三奈子

テレビドラマの「ダンダリン」(日本テレビ)は抱腹絶倒もの。役所の責任回避の構造ややり方が、戯画的にデフォルメされているが、さもあらなんと実感する。



弁護士 工藤 研

クレサラ・過払事件が一段落した後は、残業代請求が多くなると予想されていましたが、実際に、昨年あたりから労働審判のケースが増えました。今一度、社内規定の整備やコンプラ体制等の見直しをお勧めします。



弁護士 宮島 佳範

運動会で「リレー」に出場してしまいました。揃いのTシャツを着てスタートまでは優勝候補に見えていたはずですが、20年ぶりの100m全力疾走の首尾はご想像のとおり。「今年の目標ができた！」と前向きにとらえています…。



弁護士 高平 めぐみ

昨年は、弁護士登録11年目にして初めて、最高裁に上告した事件で弁論が開かれるという嬉しい出来事がありました。2歳の息子に振り回される毎日ですが、その笑顔に癒されながら、仕事と育児の両立を目指して日々努めたいと思います。



弁護士 堀田 和宏

おかげさまをもちまして、私も本年で弁護士登録10周年を迎えます。初心を忘れることなく、いっそうの精進をして参りたく存じますので、今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



弁護士 山口 秀雄

昨年の11月、飛行機にほとんど乗ったことがない両親を連れて、九州の阿蘇に1泊旅行に行ってきました。阿蘇の雄大な自然と温泉で、心も体もリフレッシュできました。両親が元気なうちに連れて行くことができよかったです。



弁護士 工藤 杏平

2年ほど前から、チワワを2匹飼っています。犬を飼うのは初めてで、最初は戸惑いましたが、実家でチワワを飼っていた妻と協力しながら、今ではすっかり仲良しになったと勝手に思っています(笑)。癒されます。

事務局便り

3年前、東京マラソン2010に当選したのをきっかけにマラソンを始めました。レース後は走ることが楽しくなり、レース前には月間30km程度だった練習量を調子によって急激に増やしてしまった結果、筋力が追いつかず同年秋に膝を痛めてしまいました。あれから3年。当時はアップダウンの少ない皇居での練習は物足りないなどと言っていたのですが、今ではちょっとした階段でも息切れがします。(イトウ)